

第9章 住民等の予防計画及び応急対策計画

本章は、住民及び事業所の対策内容を明確にするために、第2章から第6章の中から、住民及び事業所に関する予防計画、応急対策計画及び南海トラフ地震に関する事項を再掲したものである。

第1節 住民等の災害予防対策（P9-2）

第2節 住民等の災害応急対策（P9-16）

第3節 南海トラフ地震の臨時情報発表に伴い住民等がとるべき措置（P9-26）

第 1 節 住民等の災害予防対策

■計画の主旨

防災体制の整備は、行政だけで進められるものではなく、被災者となる住民との連携及び協働の取り組みが重要である。そのため、自主防災組織の整備を促進するとともに、市及び防災関係機関と住民、事業所との連携を重視した防災体制を整備する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第 1 項 災害予防体制 の整備	1 自主防災組織の 編成	自主防災組織	危機管理課
	2 自主防災組織の 活動内容	自主防災組織	危機管理課
	3 自主防災組織の 整備	自主防災組織	危機管理課 消防本部
	4 事業所等の防災 組織の整備	事業所	危機管理課、産業振興課、 学校教育課、消防本部、 学校
	5 地区防災計画の 策定	事業所・自治会・地域支え合い協議 会・自主防災組織	危機管理課
第 2 項 避難予防対策	1 避難計画の策定	市・事業所・自治会・地域支え合い 協議会・自主防災組織	危機管理課
	2 指定緊急避難場 所の選定	市・自治会・地域支え合い協議会・ 自主防災組織	危機管理課
第 3 項 火災予防体制 の整備	1 出火防止	市・事業所・住民	危機管理課、施設管理者、 消防本部、消防団、学校
	2 初期消火	市・事業所・自主防災組織・住民	危機管理課、消防本部、 消防団
第 4 項 防災訓練	1 総合防災訓練	市・防災関係機関・自治会・地域支 え合い協議会・自主防災組織・住民	危機管理課
	2 避難訓練	市、防災関係機関・自治会・地域支 え合い協議会・自主防災組織・住民	危機管理課
	3 住民、自主防災 組織及び事業所等 の防災訓練	市・事業所・自治会・地域支え合い 協議会・自主防災組織・住民	危機管理課、消防本部、 消防団
第 5 項 在宅要配慮者 の安全確保	1 全体計画	市・社会福祉協議会・自治会・地域 支え合い協議会・自主防災組織	危機管理課、地域活動推 進課、福祉政策課、健康 長寿課、障害者福祉課、 こども支援課、介護保険 課、保健センター、都市 計画課、企業立地・定住 推進課、道路建設課
	2 短期計画	市・自治会・地域支え合い協議会・ 自主防災組織	危機管理課、地域活動推 進課、福祉政策課、健康 長寿課、障害者福祉課

■計画の内容

第1項 災害予防体制の整備

大規模な災害における被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず住民の自主的な防災活動による地域での助け合い、出火防止、初期消火及び被災者の救出救護・避難等を行うことが必要である。このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

1 自主防災組織の編成

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 自主防災組織	・以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。 ① 自主防災組織は、既存の地域コミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。マンション及び団地等の集合住宅居住者への自治会への参加を促進する。 ② 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。 ③ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図って行く。 ④ 自治会以外で地域において共助活動を行っている団体についても、活用することができる。 ⑤ 女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。

2 自主防災組織の活動内容

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 自主防災組織	・自主防災組織は、以下の活動を行う。 (1) 平常時 - ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 - イ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 - ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 - エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・管理等 - オ 地域の把握（危険箇所の把握、要配慮者） (2) 発災時 - ア 初期消火の実施 - イ 情報の収集・伝達の実施 - ウ 被災者等の安否確認、消防本部等への協力、救出・救護の実施 - エ 集団避難の実施（特に要配慮者の安全確保に留意する。） - オ 避難所の開設・運営活動の実施 ・市は、自主防災組織の活動を計画的、持続的に進めるために、自主防災組織が主体となる地区防災計画の作成と計画に基づく活動の実践を支援する。

3 自主防災組織の整備

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 自主防災組織	(1) 自主防災組織の整備 ・市は、以下に示すような当該区域内の自主防災組織の指導・育成を図る。 自主防災組織の 結成促進 → 自主防災組織の 育成支援 → 活動のための 環境整備 ・自主防災組織の活性化を図るため、既存組織の更新やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、モデル組織の設置及び助成の実施等、組織の活性化を図るための活動を推進する。 (2) 民間防火組織の整備 ・地域社会においては、住民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。そのために、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を行う。それらの活動内容は以下のとおりである。 ・幼年消防クラブ……知識の習得、啓発活動 ・少年消防クラブ……知識の習得、啓発活動 ・婦人防火クラブ……啓発活動、初期消火・避難・救護等の防災活動

表 9-1 (表 2-5) 住民の役割

	住民の役割	自主防災組織の活動
平 常 時	① 防災に関する学習 ② 火災の予防 ③ 防災用品、非常持出品の準備 ④ 食料、保存水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日間。推奨1週間分） ⑤ 住宅の耐震化 ⑥ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止 ⑦ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全化 ⑧ 震災時の家族同士の連絡方法の確認 ⑨ 市や県で実施する防災訓練への参加 ⑩ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加	① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ② 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布) ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ④ 防災用資機材の整備・管理等 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、要配慮者)
発 災 時	① 初期消火 ② 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ③ 自主防災活動への参加、協力 ④ 避難所でのゆずりあい ⑤ 市、県、防災関係機関が行う防災活動への協力 ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない	① 初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・消防本部等への協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、要配慮者の安全確保に留意する。) ⑤ 避難所の開設・運営活動の実施 (例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)

4 事業所等の防災組織の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であることから、各事業所等における防災組織の整備を促進する。

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 産業振興課 学校教育課 消防本部 学校 事業所	(1) 一般事業所 ・企業の事業継続計画（BCP）策定の取組や、自主的な防災組織の整備の促進を目的として、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取組を推進し、市、関係機関の協力体制の確保に努める。 ・市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。 ・企業が、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるよう指導・助言を行う。 ・各企業において防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるよう指導・助言を行う。 ・各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるよう指導・助言を行い、育成・強化を図る。 ・災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう指導・助言を行う。 ・中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 ・各事業所が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する体制をとる。 (2) 危険物施設 ・危険物施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し、助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。 ・高圧ガス施設は、可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。 (3) 集客施設 ・駅及び商業施設等不特定多数の者が使用する施設の管理者に対し、指導・助

	言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。 ・学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てるよう指導・助言を行う。 (4) 高層建築物 ・高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。
--	--

5 地区防災計画の策定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 事業所 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・地域住民等に対し、地区防災計画の提案、手続等の周知を行い、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や、ボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

第2項 避難予防対策

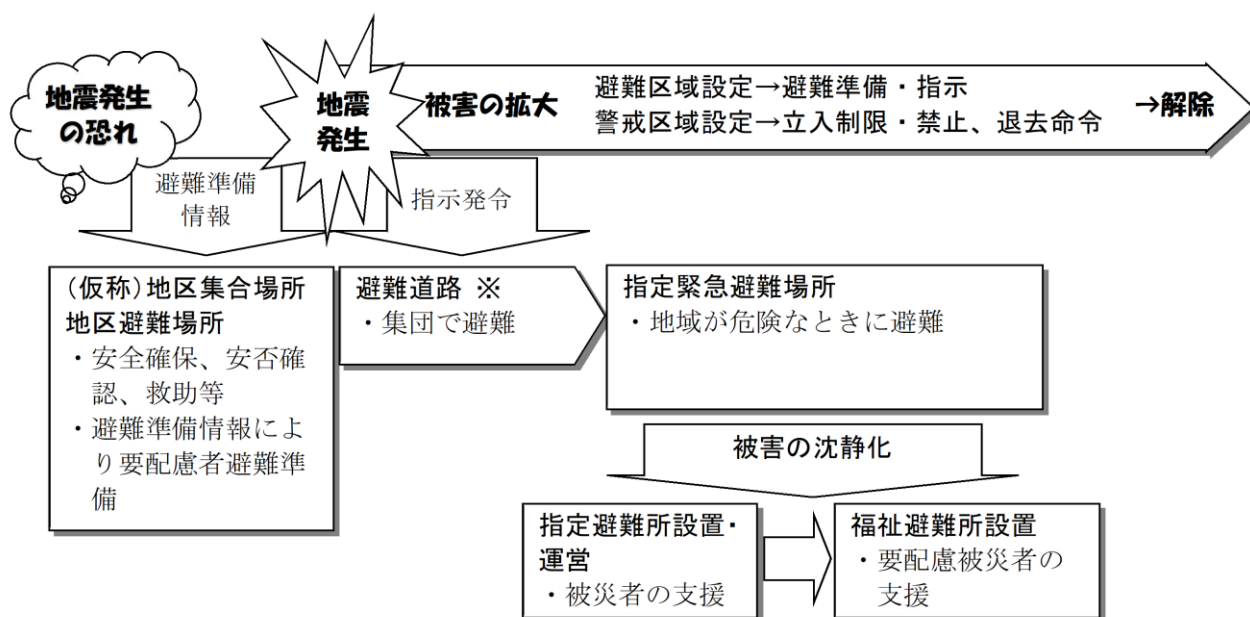
1 避難計画の策定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 事業所 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	- 各組織は、災害時の避難路、指定緊急避難場所、避難方法を明らかにした避難計画を作成する。 - 避難計画を作成するために、地域の危険個所や安全なルートの点検を行うとともに、避難訓練を実施する。 - 住民に身近な避難、安否確認、救助活動の場となる（仮称）地域の集合場所や地域の避難場所を確保する。

2 指定緊急避難場所の選定

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	災害時に地域住民が安否確認、救助等の活動を行うために集合場所を検討し確保する。

図9-1（図2-1） 避難の考え方の例



※避難道路：県緊急輸送道路及び市緊急輸送道路（図9-2（図2-3））を避難道路として活用する。

図 9-2 (図 2-3) 緊急輸送道路

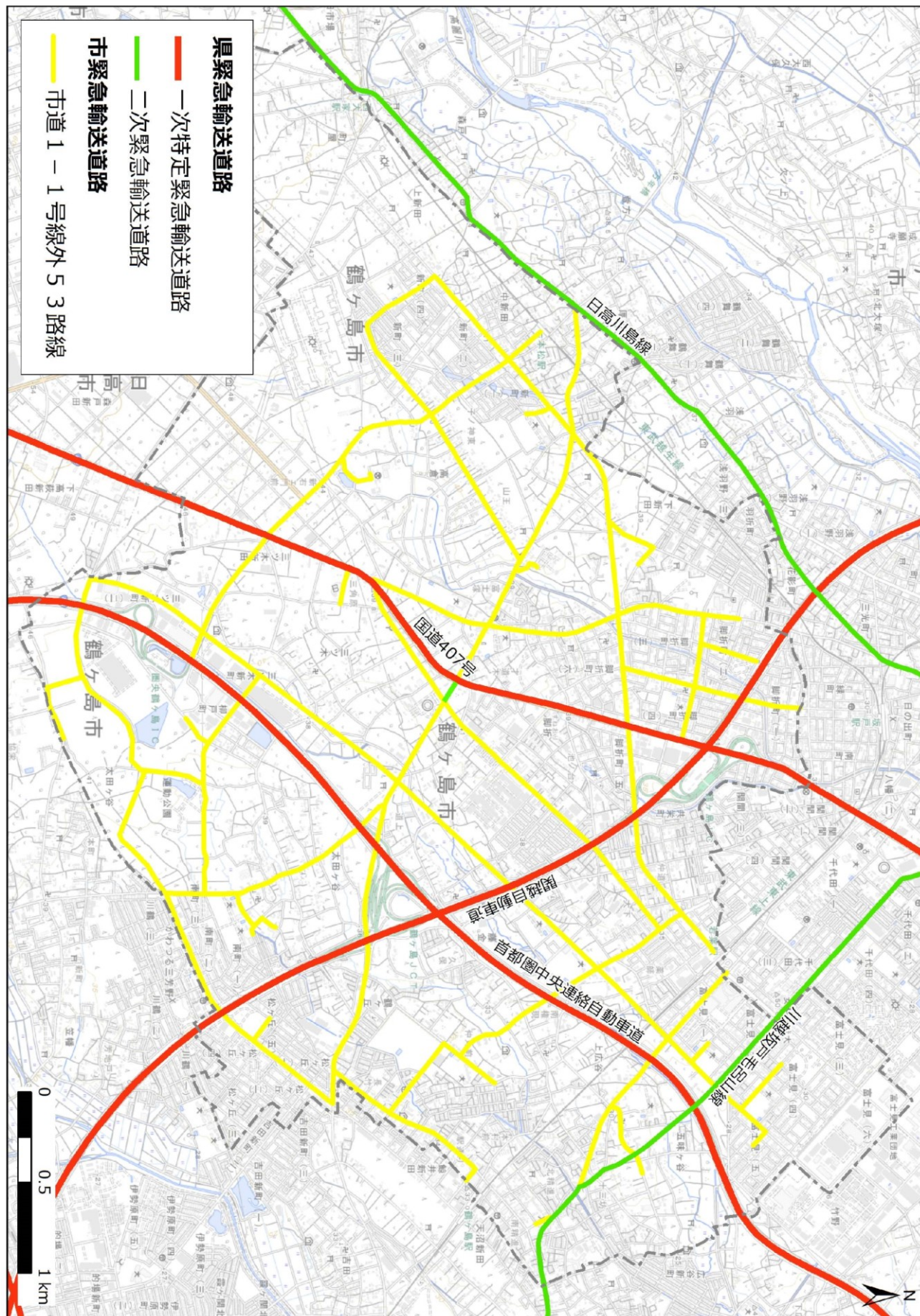


表 9-2 (表 2-2) 指定緊急避難場所・指定避難所の現状

No.	施設名	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	屋内収容 人員 (人)	屋外収容 人員 (人)	指定 避難所
1	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校	626	8,267	178	3,306	○
2	鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校	817	9,814	233	3,925	○
3	鶴ヶ島市立新町小学校	717	11,119	204	4,447	○
4	鶴ヶ島市立杉下小学校	714	9,080	204	3,632	○
5	鶴ヶ島市立長久保小学校	733	10,521	209	4,208	○
6	鶴ヶ島市立栄小学校	839	12,193	239	4,877	○
7	鶴ヶ島市立藤小学校	742	11,785	212	4,714	○
8	鶴ヶ島市立南小学校	723	11,099	206	4,439	○
9	鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校	921	12,798	263	5,119	○
10	鶴ヶ島市立藤中学校	1,252	18,284	357	7,313	○
11	鶴ヶ島市立富士見中学校	725	13,574	207	5,429	○
12	鶴ヶ島市立西中学校	1,091	18,822	311	7,528	○
13	鶴ヶ島市立南中学校	1,012	14,600	289	5,840	○
14	埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	1,794	26,787	512	10,714	○
15	鶴ヶ島市富士見市民センター	164	1,545	46	618	○
16	鶴ヶ島市大橋市民センター	167	1,718	47	687	○
17	鶴ヶ島市西市民センター	173	1,514	49	605	○
18	鶴ヶ島市東市民センター	389	2,265	111	906	○
19	鶴ヶ島市南市民センター	183	1,173	52	469	○
20	鶴ヶ島市北市民センター	157	588	44	235	○
21	鶴ヶ島市女性センター	252	856	72	342	○
22	鶴ヶ島海洋センター	108	4,457	30	1,782	○
23	脚折近隣公園	0	16,224	0	6,489	
24	富士見中央近隣公園	0	31,155	0	12,462	
25	鶴ヶ島南近隣公園	0	23,464	0	9,385	
合 計		14,299	273,702	4,075	109,471	

※収容人員（屋内）・・・小・中学校、高等学校については、学校機能を維持しつつ避難所として使用できる部分ということで、屋内運動場の面積を1人当たり3.5㎡で除して積算した。

※収容人員（屋外）・・・屋外面積を1人当たり2.5㎡で除して積算した。

第3項 火災予防体制の整備

1 出火防止

(1) 一般火気器具からの出火防止

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 施設管理者 消防本部 消防団 事業所 住民	・地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。 ・地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している耐震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。 ・阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止機能を備えた器具、感震ブレーカー等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。 ・住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(2) 化学薬品からの出火防止

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 施設管理者 学校 事業所	・学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。 ・混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。 ・引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

2 初期消火

(1) 地域住民の初期消火力の強化

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 自主防災組織 住民	・地震時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

（２）事業所の初期消火力の強化

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 事業所	・地震時には、事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図る。 ・従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。 ・防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所についても、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制を図る。

（３）地域住民と事業所の連携

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 事業所 自主防災組織 住民	・計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化する。

第４項 防災訓練

１ 総合防災訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 防災関係機関 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織 住民	・総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。また、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れる。 （１）市を主とするもの ・災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・救護所運営訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練等 （２）防災関係機関を主とするもの ・消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練等 （３）自主防災組織・住民等を主とするもの ・初期消火訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練、巡回点検訓練、高齢者・障害者等の安全確保訓練、避難訓練、避難誘導訓練等

２ 避難訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 防災関係機関 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織 住民	・地震時における避難情報の発令等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の協力のもと、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織及び住民の参加を得て毎年１回以上実施するものとする。

3 住民、自主防災組織及び事業所等の防災訓練

(1) 住民の訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 住民	・住民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。 ・住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

(2) 自主防災組織における訓練

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 消防本部 消防団 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・各自主防災組織は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部、消防団の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。 ・訓練項目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・障害者等安全確保訓練等を主として行う。 ・自主防災組織からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織の活動を支援する。

(3) 事業所(防火管理者)における訓練

担当・実施主体	対策内容
事業所	・学校、病院、工場、事業所、大規模小売店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難、誘導方法、避難所の防疫・給水・給食などを折り込んだ応急救助訓練を実施する。 ・地域の一員として、市、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。

第5項 在宅要配慮者の安全確保

1 全体計画

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 地域活動推進課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 こども支援課 介護保険課 保健センター	(1) 在宅の避難行動要支援者の避難支援 ア 避難行動要支援者の範囲の設定 ・市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。 イ 要配慮者の把握 ・市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

都市計画課 企業立地・定住推進課 道路建設課 社会福祉協議会 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。 ●高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点 ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力 ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力 ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力 ・要介護状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的 ・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。 ・同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情に合う形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。 ウ 避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。 ・名簿に記載する者の範囲及び記載事項は以下の通りとする。 ●避難行動要支援者名簿の記載範囲 生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方 ① 身体障害者手帳１・２級の第１種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する方は除く） ② 療育手帳Ａ・Ａを所持する知的障害者 ③ 精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する方で単身世帯の者 ④ 介護保険で要介護３～５の認定を受けた方 ⑤ 障害福祉サービスを利用している難病患者 ⑥ 上記以外で、市長が支援者の必要があると認めた方 ●避難行動要支援者名簿の記載事項 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ 避難行動要支援者名簿等の更新 ・在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等の更新を毎年行い、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握する。 オ 避難行動要支援者名簿の活用 ・平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自治会、地域支え合い
--	---

協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。

- ・発災時に円滑かつ迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について、避難行動要支援者等に働きかける。

カ 避難支援等関係者の安全確保の措置

- ・避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。
- ・避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

キ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

- ・避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

ク 個別避難計画の策定

- ・福祉関係課、市社会福祉協議会及び関係者・関係団体、自主防災組織等の協議により、避難行動要支援者を支援する個別避難計画の策定に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

- ・災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、一人暮らしの高齢者等を対象に設置している緊急時通報システム（消防本部への出動要請）を活用する。
- ・聴覚障害者に対して、市防災行政無線（固定系）の文字表示機能付き戸別受信機の設置を推進する。
- ・市メールマガジン及び県防災情報メール配信の登録を促進する。

(3) 防災基盤の整備

- ・路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。
- ・市及びその他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設における取組を促進する。

(4) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

- ・聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう避難所の運営計画を策定する。

(5) ヘルプカード（防災カード）の普及

- ・要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカード（防災カード）を普及させる。

(6) 防災教育及び訓練の実施

- ・広報誌、パンフレット、チラシなどにより、災害に関する基礎的知識の普及・啓発を行う。
- ・防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者

	の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。 (7) 地域との連携 ア 役割分担の明確化 ・市内の避難所や病院、社会福祉施設、介護事業所等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立する。 イ 社会福祉施設との連携 ・災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図る。 ・災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図る。 ウ 見守りネットワーク等の活用 ・高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立する。 (8) 相談体制の確立 ・災害時、被災者からの相談に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備する。 ・被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。また、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を県に要請する。
--	---

2 短期計画

担当・実施主体	対策内容
危機管理課 地域活動推進課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等の更新を毎年行い、ヘルプカード（防災カード）の普及等を推進する。 ・福祉関係課及び関係者・関係団体、自主防災組織の協議により、要配慮者を支援する個別避難計画の策定に努める。

第 2 節 住民等の災害応急対策

■計画の主旨

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民及び事業所は、市及び防災関係機関の応急対策活動と連携、協力するとともに、各地域及び事業所における活動体制を確立し、住民及び従業員の安全の確保に努める。

■計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第 1 項 住民の応急活動 体制	1 地区対策本部の設置	●	●		自治会、自主防災組織
	2 災害時の情報連絡	●	●		地区対策本部
第 2 項 救急・救助		●			事業所、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
第 3 項 避難	1 避難の誘導	●			生活救護班、医療救護班、土木班、協力班、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	2 指定避難所の運営		●	●	避難所運営班、避難所運営組織
	3 福祉避難所の開設・運営		●	●	本部班、生活救護班、施設職員、福祉避難所運営組織
	4 指定避難所外避難者対策		●	●	本部班、避難所運営班、医療救護班
第 4 項 防犯活動			●	●	避難所運営班、警察署、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
第 5 項 食料・生活必需品の供給	1 炊出しの実施及び食品の配分		●	●	避難所運営班、学校班、避難所運営組織
	2 生活必需品の供給計画		●	●	避難所運営班、生活救護班、避難所運営組織
	3 給与又は貸与の方法		●	●	市政広報班、避難所運営班、商工農政班、避難所運営組織
第 6 項 在宅要配慮者の安全確保対策	1 安否確認の実施	●			生活救護班、民生委員・児童委員、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	2 救助活動の実施及び受入先への移送	●	●		生活救護班、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織
	3 避難誘導の実施	●			生活救護班、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織

■計画の内容

第1項 住民の応急活動体制

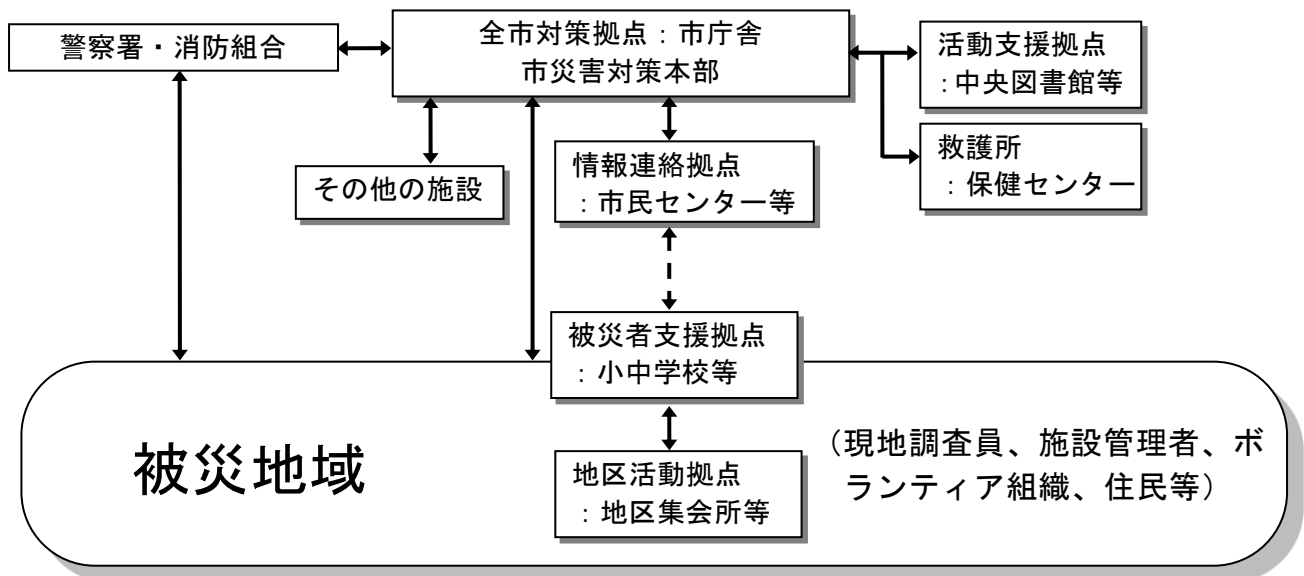
1 地区対策本部の設置

担当	対策内容
自治会 自主防災組織	- 震度5強以上の地震が発生した場合は、自治会・自主防災組織は、地区活動拠点（地区集会所等を自主的に選定）に地区対策本部を設置し、災害時の活動体制を整える。 - 地区対策本部は、自治会・自主防災組織の役員、防災担当者等により構成し、地区住民と市及び防災関係機関と連携して応急対策活動を進める。

2 災害時の情報連絡

担当	対策内容
地区対策本部	地区対策本部は、市の被災者支援拠点（小・中学校・高等学校・鶴ヶ島海洋センター）又は情報連絡拠点（各市民センター・女性センター）との連絡体制を整える。

図9-3 災害時の活動・情報連絡体制



第2項 救急・救助

担当	対策内容
事業所 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・地震による被害があった場合には、近隣同士が連絡を取り合い、安否を確認する。 ・近隣において家屋の倒壊による要救出者等があった場合、消防、警察等の関係機関に連絡するとともに、近隣住民と協力して、救出・救助を行う。 ・消防、警察等の救助員から要請された場合は、救助活動に協力する。

第3項 避難

1 避難の誘導

担当	対策内容
生活救護班 医療救護班 土木班 協力班 消防本部 消防団 警察署 自衛隊 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、あるいは自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して住民の避難誘導を行うものとする。 (1) 避難誘導の方法 ・市は、次の事項に留意して避難誘導を行う。 ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。 ② 自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織等と図り、避難者の誘導措置を講じること。 ③ 危険地点には、標示、バリケード等を行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。 ④ 状況により、要配慮、妊産婦又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。 ⑤ 誘導中は、事故防止に努めること。 ⑥ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、自治会・自主防災組織の単位で行うこと。 ⑦ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。 (ア)病弱者、障害者 (イ)妊産婦、乳幼児、児童 (ウ)高齢者 (エ)一般住民 (2) 所持品の制限 ・携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等とし、避難に支障をきたさない最小限度のものとする。 (3) 要配慮者対策 ・「第3章 第14節 要配慮者対策」を準用する。 (P3-72)

2 指定避難所の運営

市は、指定避難所の開設に伴い、地域対応部職員を避難所に派遣するとともに、自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織・ボランティア団体等の協力者を得て、避難所運営組織を設置し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

担当	対策内容
避難所運営班 避難所運営組織	(1) 指定避難所の運営に当たっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。 ア 避難者名簿の整備 指定避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資の需要を把握するものとする。 名簿の管理にあたっては、DV被害者等の情報が加害者に漏れないように十分配慮する。 物資の不足が見込まれる場合は県及び他の自治体に応援を要請するほか、協定を締結している企業等に支援要請を行い、必要数量の確保を図る。 イ 通信手段の確保 指定避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。 ウ 指定避難所の運営 指定避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性や男性、性的少数者等ニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性をはじめ、様々な意見が反映されるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。また、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 避難所の運営に当たっては、「第2章 災害予防計画 第6節 自助、互助連携による防災体制の整備 第7項「ボランティアの活動環境の整備」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。 エ 要配慮者や女性、性的少数者への配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉スペクトラム症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的少数者に配慮し、男女別及び共用の更衣室、男女別及び共用のトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるよう努める。 男女や性的少数者のニーズの違い等に配慮するものとする。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の洗濯物の干し場所等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や巡回警備の実施による安心・安全の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシー

を確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<要配慮者や女性のために必要と思われる物資等(例示)>

高齢者：紙おむつ、尿とりパッド(女性用、男性用)、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤

乳幼児：タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首(ニップル)、コップ(コップ授乳用に使い捨て紙コップも可)、粉ミルク(アレルギー用含む)・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水(軟水)、離乳食(アレルギー対応食を含む)、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ(調理用と別にする)、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体(上肢、下肢、体幹)不自由者：紙おむつ、ベッド、車いす、歩行器、杖、バリアフリースイール

病弱者・内部障害者：医薬品や使用器具

膀胱又は直腸機能に対する障害：オストメイトトイレ、ストーマ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障害者：補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者：白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者：医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性：女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の见えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル

妊産婦：マット、組立式ベッド

外国人：外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム(絵文字)、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

なお、「第3章 震災応急対策計画 第14節 要配慮者対策 第4項「指定避難所における要配慮者への配慮」にも避難所における要配慮者対策を定めている。(P3-76)

カ 生活環境への配慮(プライバシーの確保等)

指定避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の

把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、医師への協力要請などの必要な措置をとる。また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう「避難所開設・運営における新型コロナウイルス等感染症対策マニュアル」に沿って、以下の対策を取るものとする。（詳細は「避難所開設・運営における新型コロナウイルス等感染症対策マニュアル」参照）

<健康状態に合わせた避難場所の確保>

十分なスペースを確保するため、指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。

<十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設>

体育館が避難所となる学校施設では、空き教室の活用を検討するなど、指定避難所以外の臨時的な避難所の確保・開設を検討する。

地域の実情に応じて自治会集会所や集会所等の活用を検討する。

<避難所受付時の流れ>

検温、健康チェックリストによる健康状態の確認の後、「感染が確認されており自宅療養中の者は保健所に連絡」、「発熱、強いだるさ、嗅覚・味覚の異変のある者、濃厚接触者は発熱者等専用スペース」、「その他の者は一般の避難スペース」とする。

<避難所レイアウトの検討>

世帯間で概ね2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

<避難者の健康管理>

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。

感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の坂戸保健所と連絡体制を整備する。

<発熱者等の専用スペースの確保>

発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

<物資・資材>

マスク、フェイスシールド、消毒液、非接触型体温計、感染防護衣、手袋、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

<自宅療養者の対応>

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。

避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

<住民への周知>

広報誌、市ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。

自宅の安全が確保できる場合は在宅避難を検討すること。

安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等。

<感染症対策>

手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底する。

定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。

食事時間をずらして密集・密接を避ける。

<発熱者等の対応>

避難者の体調が悪化した場合は、症状により119番へ救急要請する。

避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は、坂戸保健所の指示に従う。

<車中泊（車中避難）等への対応>

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

ケ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(2) 指定避難所運営マニュアル等の作成

市は、災害時における指定避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

（市では「避難所開設・運営における新型コロナウイルス等感染症対策マニ

	ュアル」を令和２年６月に作成しているが、適宜、実情に応じて見直すものとする） （３）市が要請した場合、県は、職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。
--	--

３ 福祉避難所の開設・運営

指定避難所における生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を開設する。

担当	対策内容
本部班	・避難所運営班からの要配慮者の避難状況、被災生活の情報をもとに、老人福祉センター、市民センター、女性センターを活用した福祉避難所を選定し、開設の指示をする。 ・上記施設における開設が困難な場合や、福祉避難所での介助等の措置が困難な場合は、民間福祉施設及び保健医療施設に受入を要請する。
生活救護班 施設職員	・福祉避難所は、各施設職員が施設の被害状況、利用者の状況を把握し、安全を確認した上で、施設職員の協力を得て開設の準備をする。 ① 開設日時、場所及び施設名、避難者数、避難者名、開設予定期間等を、市災害対策本部に連絡する。 ② 福祉避難所に管理責任者を置く。 ・福祉避難所の運営は、生活救護班、施設職員、要配慮者、ボランティア等からなる福祉避難所運営組織を設立し行う。
福祉避難所運営組織	・福祉避難所運営組織は、避難所運営マニュアルに基づき、避難者名簿・台帳の作成、生活物資の配布、運営状況の記録、報告、避難者の要望のとりまとめ等の活動を行う。 ・ボランティア、自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織等の住民の協力を得て、要配慮者の介助、生活支援を行う。

４ 指定避難所外避難者対策

担当	対策内容
本部班 避難所運営班 医療救護班	・市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等の必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導等を実施する。

第４項 防犯活動

担当	対策内容
避難所運営班 警察署 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、被災箇所や指定緊急避難場所及びその周辺においては、警察や自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織と連携して、班編成による計画的なパトロールや安全に関する情報提供を行い、防犯に努める。

第5項 食料・生活必需品の供給

1 炊出しの実施及び食品の配分

担当	対策内容
避難所運営班 学校班 避難所運営組織	(1) 炊出し等の場所 - 炊出し及び食品の配分に関する計画において、炊出し等の実施場所を指定避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊出し等による食料の給与を実施する。 (2) 県への協力要請 - 多大な被害を受けたことにより、市において炊出し等の実施が困難と認めたときは、県知事に炊出し等について協力を要請する。 (3) 県の措置 - 県知事は、市長から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。 ① 赤十字奉仕団等に応援要請 ② 特定給食施設に炊飯委託 ③ (一社)埼玉県LPガス協会等に避難所等へのLPガス等、代替エネルギーの供給要請 (4) 実施状況報告 - 市長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき(県の協力を得て実施した場合も含む)は、実施状況を速やかに県知事に報告する。

2 生活必需品の供給計画

担当	対策内容
避難所運営班 生活救護班 避難所運営組織	(1) 実施責任者 - 救助物資の調達、給与等は市が行う。ただし、市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、供給する。 (2) 生活必需品の給与又は貸与 - 対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品(以下「救助物資」という。)」を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者とする。 - 給与又は貸与品目は、次に掲げる範囲内とする。 ① 寝具 ② 外衣 ③ 肌着 ④ 身の回り品 ⑤ 炊事用品 ⑥ 食器 ⑦ 日用品 ⑧ 光熱器材 ⑨ 情報機器 ⑩ 要配慮者向け用品

3 給与又は貸与の方法

担当	対策内容
市政広報班 避難所運営班 商工農政班 避難所運営組織	- 救助物資の調達、給与等は、市が行うものとし、市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給する。 - 救助物資の購入計画は、市長が災害の状況、被害世帯構成員別等に基づき、品目等を考慮して行う。 - あらかじめ生活必需品の給(貸)与基準を定め、災害時に必要であると認めたときは生活必需品の給(貸)与を実施する。 - 各調達物資及び救援物資は救援物資ストックセンター(バス車庫)に集積し、そこから物資を必要とする指定避難所等へ配送する。

第6項 在宅要配慮者の安全確保対策

1 安否確認の実施

担当	対策内容
生活救護班 民生委員・児童委員 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」あるいは「避難行動要支援者マップ」等を活用し、民生委員・児童委員、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織等の協力を得ながら行う。また、市は安否確認の結果を速やかに県に報告する。

2 救助活動の実施及び受入先への移送

担当	対策内容
生活救護班 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織等の協力を得ながら、在宅の要配慮者の救助を行う。 ・市は、要配慮者のうち一般の避難所での対応が困難である者、介護が必要である者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

3 避難誘導の実施

担当	対策内容
生活救護班 自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	・市は、自治会、地域支え合い協議会、自主防災組織等の協力を得て、介護を必要とする要配慮者の避難誘導を行う。

第3節 南海トラフ地震の臨時情報発表に伴い

住民等がとるべき措置

■計画の主旨

南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、本県は震度5弱から5強程度が推計されている。気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。被害及び混乱を防止するためには、住民及び事業所の果たす役割は極めて大きいことから、本節において、住民、自主防災組織及び事業所が巨大地震警戒情報及び注意情報の発表に伴い求められる行動基準を示す。

なお、住民、自主防災組織及び事業所に求められる行動基準は、基本的に本章の第1節～第2節に示した措置と同様であるが、ここでは巨大地震警戒情報及び注意情報の発表までにとる措置、警戒情報及び注意情報の発表から発災までにとる措置を整理した。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 住民のとりべき措置	1 評価検討会招集時から巨大地震警戒情報及び注意情報が発表されるまでの措置	住民	住民
	2 警戒情報及び注意情報が発表されたときから発災までの措置	住民	住民
第2項 自主防災組織のとりべき措置	1 評価検討会招集時から巨大地震警戒情報及び注意情報が発表されるまでの措置	自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織	自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織
	2 警戒情報及び注意情報が発表されたときから発災までの措置	自治会・地域支え合い協議会・自主防災組織	自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織
第3項 事業所のとりべき措置	1 評価検討会招集時から巨大地震警戒情報及び注意情報が発表されるまでの措置	事業所	事業所
	2 警戒情報及び注意情報が発表されたときから発災までの措置	事業所	事業所

■計画の内容

第1項 住民のとるべき措置

1 評価検討会招集時から巨大地震警戒情報及び注意情報が発表されるまでの措置

担当	対策内容
住民	(1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 (2) 家族で避難や連絡方法などの行動予定を確認する。 (3) 電話の使用を自粛する。 (4) 自動車の利用を自粛する。

2 警戒情報及び注意情報が発表されたときから発災までの措置

担当	対策内容
住民	(1) 情報の把握を行う。 ・市防災行政無線（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 ・市、県、警察、消防等防災機関の情報に注意する。 ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地域住民が相互に知らせ合う。 (2) 火気の使用に注意する。 ・ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 ・ガスメーターコックの位置を確認する。 ・使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。 ・ガスボンベの固定措置を点検する。 ・危険物類の安全防護装置を点検する。 (3) 消火器、三角バケツの置き場所を確認する。 (4) 家具の転倒防止措置を確認する。 ・棚の中の重い物をおろす。 (5) ブロック塀等を点検する。 ・危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置をとる。 (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。 ・窓ガラスに荷造用テープをはる。 ・ベランダの植木鉢等を片付ける。 (7) 飲料水の汲み置きをする。 (8) 食料、医療品、防災用品を確認する。 (9) 耐火性があり、なるべく動きやすい服装にする。 (10) 電話の使用を自粛する。 ・市や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。

	(11) 自家用車の利用を自粛する。 ・路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 ・路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。 ・走行中の車両は、目的地まで走行した後は使用しない。 (12) 幼児、児童の行動に注意する。 ・幼児、児童は狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所で遊ばせる。 ・幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて対応する。 (13) 冷静に行動し、不要不急の外出や旅行は見合わせる。 (14) エレベーターの使用は避ける。 (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。 (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 (17) 食料品や生活用品の買い急ぎをしない。
--	--

第2項 自主防災組織のとりべき措置

1 評価検討会招集時から巨大地震警戒情報及び注意情報が発表されるまでの措置

担当	対策内容
自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	(1) テレビ、ラジオの情報に注意する。 (2) 地区内住民に冷静な行動を呼びかける。

2 警戒情報及び注意情報が発表されたときから発災までの措置

担当	対策内容
自治会 地域支え合い協議会 自主防災組織	(1) 市からの情報を地域住民に伝達する。 (2) 自主防災組織本部の設置を行う。 (3) 地域住民に住民のとりべき措置（第1項参照）を呼びかける。 (4) 地域配備消火器の点検や消火用水の確保を行う。 (5) 高齢者や病人の安全に配慮する。 (6) ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意を促す。 (7) 救急医薬品等を確認する。 (8) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。 ※自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3項 事業所のとるべき措置

1 評価検討会招集時から巨大地震警戒情報及び注意情報が発表されるまでの措置

担当	対策内容
事業所	(1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。 (2) 自衛消防組織等、自主防災体制を確認する。 (3) 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。 (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

2 警戒情報及び注意情報が発表されたときから発災までの措置

担当	対策内容
事業所	(1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速・正確に伝達する。この場合、大型店等不特定多数の人を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。 (3) 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、障害者、乳幼児、高齢者等の安全確保に留意する。 (4) 住民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する映画館、集会場等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。 (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限かつ、必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）の保安措置を講ずる。 (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。 (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に市、県、警察、消防、鉄道等に対する問い合わせを控える。 (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等、住民生活上必要な車両以外の車両の使用は、可能な限り制限する。 (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 (11) 建築工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤（通学）者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。